

刑法等の一部を改正する法律の概要（令和7年6月1日施行）

「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する。

◎「懲役刑」とは

犯罪者を受刑施設に拘禁して、労務作業を行わせるという刑罰

◎「禁錮刑」とは

労務作業のない身柄拘束刑

◎「拘禁刑」とは

身体を自由を制限される自由刑の一つで、懲役刑と禁錮刑を統合する形で創設された新しい刑罰

拘禁刑の受刑者には、改善更生のために、必要な作業を行わせたり、必要な指導を行うことができるとされている。